

仕様書

岩手県水産技術センター機械警備業務は、この仕様書に定めるところにより実施するものとする。

1 総則

本仕様書は、岩手県水産技術センター（以下「発注者」という。）が所有する庁舎の機械警備業務委託（以下「機械警備」という。）について概要を定めたものであり、機械による庁舎の出入り口、総務事務室、研究事務室、エントランスホールその他の監視を通じ、盗難、火災、設備その他の異常事態の発生を未然に防止するとともに、その被害の拡大を防止する事を目的とする。

2 警備対象施設

- (1) 名称 岩手県水産技術センター
- (2) 所在地 岩手県釜石市大字平田第3地割75番地3

3 警備機器等

- (1) 機械警備に必要な機器（以下「警備機器等」という。）については受注者の負担により設置するものとする。また、受注者は契約期間終了時において撤去が必要な場合には、受注者の負担により速やかに撤去するものとする。
- (2) 令和2年4月1日からの機械警備業務開始日に合わせ、契約締結後、受注者は発注者並びに既設機器監視設備保守点検業者と打ち合わせを行い、受注者は任意の工程表を作成し発注者に提出しなければならない。
なお、警報装置準備期間は、8(1)⑧に示す代替警備を行うこと。
- (3) 資器材の搬入、据付、調整、動作確認等及び撤去、搬出にあたっては、建築物をき損しないよう注意し、き損した場合には発注者に報告するとともに、受注者の負担で速やかに復旧又は修復すること。
- (4) 警備機器等を設置した場合、受注者は発注者に対し、警備機器等の運用等に関する次の各号の取扱説明を行うものとする。
 - ① 運用上の注意事項
 - ② 障害時の処理
 - ③ その他必要事項（操作マニュアルの作成含む）

4 警備業務

警備業法第2条第5項に規定する「機械警備業務」によるものとする。

5 警備任務

- (1) 不審者、不法行為者の早期発見と措置
- (2) 警備対象物件の異常の発見、通報及び緊急の措置
- (3) 火災の早期発見と初期消火の対処、拡大防止
- (4) 盗難の早期発見と防止
- (5) 警備機器等の点検、操作、正常動作確認、監視及び異常発見時の措置
- (6) その他の不測の事態の防止と阻止

(7) その他発注者の要請事項

6 警備担当時間

- (1) 人感センサーによる異常感知：機械警備セット時（最終退庁者が帰った後）から機械警備解除時（翌日職員出勤）までとする。
- (2) 設備異常・その他：24時間。
- (3) 巡回：平日のみ20時～22時を目途とした敷地内の警戒。

7 警備計画

契約締結後、受注者は速やかに警備計画書を作成、発注者に提出し、所要の警備体制の確保について発注者の承諾を受けるものとする。なお、警備計画書には、警備業法第19条及び警備業法施行規則第33条に規定する事項について網羅すること。

8 警備方法

警備方法は、機械警備と巡回警備との併用とする。

(1) 機械警備

無人時における対外的侵入警戒を目的とし、侵入者等を検知した場合は警備会社へ通報し、警備員による現地急行を実施するオンラインセキュリティシステムとする。

① 警備装置（機械警備システム）仕様

「別紙図面」を参照し、指定した箇所を防犯センサー等で警戒できるシステムを構築すること。

② 警備対象エリア内の侵入異常は、室内に設置された各種防犯センサーにより検出し、コントローラーにて受信、コントローラーより通信回線を利用して警備会社へ送信する。受診した警備会社は最寄りの待機所警備員へ異常発生を連絡し、物件の異常事態に的確に対処し、警備目的を達成する。また、状況に応じて関係機関への通報も行うものとする。

③ 「中央監視装置」の警報（停電、漏電、処理水槽水位低下）、「自動火災報知設備」の警報（火災、ガス漏れ）を感知した場合は、警備会社へ送信し、基地局で異常の内容を的確に把握し、前項と同様に的確に対処するとともに必要に応じ設備の指定連絡先へ通報を行うものとするとする。

・各種保管庫の異常状況

ア	加工棟	魚体処理室	ニホンフリーザー<CLN-71UW>
イ	加工棟	魚体処理室	エスペック<PSL-2J>
ウ	加工棟	魚体処理室	エスペック<PL-2J>
エ	加工棟	魚体処理室	エスペック<PU-2J>
オ	2F	生物学実験室	サンヨー<MDF-U331>
カ	2F	生物学実験室	サンヨー<MPR-312D>
キ	2F	食品化学実験室	日本フリーザー<CLN-51UD1>
ク	2F	食品化学実験室	サンヨー<MDF-435>
ケ	2F	食品化学実験室	サンヨー<MDF-U538>

上記9台の保管庫から温度異常警報と停電を監視し、異常となった場合は、警備会社へ送信し基地局で該当保管庫を把握し、指定連絡先へ通報を行うものとする。

④ エントランスホールの自動ドアの開閉時間のスケジュールを組み込むこととし、スケ

ジュールは発注者において設定変更できるものとする。

- ⑤ 設置する機械警備システムの運用（機械警備のセット、解除）においては、偽造・模倣を不可能にするためICカード等を利用するものとし、また、万一紛失時の抹消処理が遅滞なくできるものとする。
- ⑥ 受注者はICカード等を70枚発行し、全てのICカード等は操作用装置と共用でき、操作は個人番号で記録するものとする。
- ⑦ 機械警備システムの取り扱いについては、容易にその操作ができるよう音声と漢字表示によるガイダンス機能を有するものとする。また、漢字表示は表示内容の確認が容易で明るく大きな液晶画面とする。
- ⑧ 受注者は、万一、警備装置の故障及びその他の事情により作動に異常が生じたときは、警備業務に当たるべき時間帯において巡回による警備の対策（以下「代替警備」という。）を講じなければならない。

なお、代替警備は、次のとおり行うものとする。

ア 平日の夜間 館内巡回1回

イ 土、日曜日及び休業日 昼間 館内巡回1回

夜間 館内巡回1回

注1 館内巡回の内容は、巡回時に機械警備と同様な監視ができることを基本として、発注者と協議する。

(2) 巡回警備

- ① 岩手県水産技術センターの敷地内における不審者・不審車両の有無及び警戒並びに庁舎の外観を確認するものとする。
- ② 平日1回概ね20時～22時の間に巡回を実施し、車両通用口4ヶ所の閉鎖も併せて行うものとする。

9 工事仕様

- (1) 電源は発注者が指定する分電盤回路から取得する。
- (2) 分電盤から機器設置箇所までの二次側電源工事は、本工事に含むものとする。

10 緊急の措置

- (1) 警備員は、基地局の指示に従い、異常事態を的確に対処し、警備目的を達成するものとする。
- (2) 警備対象物件において異常事態を確認した警備員は、被害の拡大防止措置をとり、基地局に事態の速報を入れる。
- (3) 基地局管制員は担当職員に対し状況報告するとともに、状況に応じ警察その他関係機関に通報を行うものとする。

11 報告

受注者は、施設の異常対処の内容について、速やかに発注者に報告書（任意様式）を提出するものとする。

12 警備機器等の保守点検

受注者は、警備対象物件に設置された警備機器等の機能について、機械警備に支障がないよう保守点検を行うものとする。

13 鍵等の預託

警備実施上必要な鍵等は、発注者が受注者に預託するものとする。授受はそれぞれ受領書によりその所在を確認できるようにするとともに厳重に取り扱い保管するものとする。

14 損害賠償

- (1) 受注者は、受注者の責めに帰すべき事由によって、本契約に基づく債務をその本旨に従って遂行しないとき、本契約に基づく仕事に瑕疵があったとき又は本契約に基づく義務に違反したときは、これによって発注者に生じた損害を、これらの要件（損害額を含む。）が客観的に証明された場合に限り、身体上の損害及び財物上の損害併せて1事故10億円を限度として賠償するものとする。ただし、発注者の身体上の損害及び財物上の損害以外の損害については損害賠償責任を負わない。
- (2) 両者間に2以上の契約が併存する場合であっても、同一の原因又は自由に起因して生じた一連の事故に基づく損害に係る賠償限度額は、身体上の損害及び財物上の損害併せて1事故10億円とする。
- (3) 発注者は、第1項の損害を被った場合は、速やかに書面をもって受注者に通知するものとする。

15 緊急連絡先の指定

- (1) 発注者は、あらかじめ緊急連絡先を指定し、その名簿を受注者に交付するものとする。
- (2) 上記連絡先に変更が生じた場合は、遅滞なくその都度変更名簿を受注者に交付するものとする。

16 その他

この仕様書に定めのない事項については、必要の都度、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。